

第 23 期愛知海区漁業調整委員会

第 2 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 5 月 7 日
海区漁業調整委員会委員室



日	時	令和7年5月7日（木）午後4時15分から午前4時45分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について（指示） 第2号議案 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について（指示） 報告事項1 太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について 報告事項2 漁業に関する協定について 報告事項3 愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示にする規程の一部改正について 報告事項4 愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護にする規程の一部改正について			
出	席	委	員	山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 小林 俊雄 榊原 満男 岩田 靖宏 長谷川桂子 鈴木 敏且 川口 正康 山本 忍 石井 克也 深井 淳二 磯貝 正男	
事	務	局	職	員	書記長 長井 猛 主 査 黒田 拓男 非常勤職員 江口 千香
農	業	水	産	局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 課 長 坂口 泰治 〃 担当課長 原 保 〃 課長補佐 大橋 昭彦 〃 課長補佐 村内 嘉樹 〃 課長補佐 長谷川圭輔 〃 主 任 金田 康見

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、事務局より委員の表彰授与について御紹介させていただきます。 黒田委員につきまして、漁業関係団体の要職にあつて、水産業の振興に貢献した功績が認められ、令和7年春の叙勲旭日双光章の授章が決定いたしました。おめでとうございます。 それでは、会議に移らせていただきます。 はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、報告事項1から報告事項4の以上8種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第2回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長（山下）	第2回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案2件、報告事項4件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（長井）	ありがとうございました。 それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水 産 振 興 監	会議の開催にあたりまして、私からも一言挨拶申し上げます。 まずは先程、事務局の方からも御紹介がありましたけれど黒田会長代理におかれましては、この春の叙勲ということで、海区の会長代理の職務を始め様々な功績が認められた結果だと思っております。

	す。これまでの功績に敬意を表すとともにお祝い申し上げます。 おめでとうございます。 さてゴールデンウィークも過ぎまして5月に入りましたが、のりの養殖につきましては、4月末の10回汐まで無事に共販開催することが出来ました。枚数は昨年並みなのですが金額は54億9千万円と2割ほど昨年に比べて良かったということで、単価が高いのも影響したのですけれども、一方で春のコウナゴ漁が10年連続で漁が出来ないという状況でありますので、その貴重な収入源として、今後のりの養殖が豊漁になることを期待しております。 本日の議題は、議案2件と報告事項4件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（長井）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、15名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下）	私が議長をつとめますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木惣和委員、山本昌弘委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第1号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料4ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示」でございます。 遊漁者によるひき縄釣につきましては、本県漁業の実態と遊漁者

によるひき縄釣の実態を考慮したうえで、令和2年に改正された愛知県漁業調整規則において、渥美外海沖合の距岸10海里以遠の海域について規制解除しておりますが、漁業者とのトラブルを防ぐ対策として、遊漁者によるひき縄釣の委員会指示による承認制の導入について当委員会にて御承認をいただき、令和3年3月に初めて指示を発動し、毎年継続しているところでございます。

資料6ページを御覧ください。こちらが令和6年度の当委員会による遊漁者によるひき縄釣り承認実績でございます。

承認した大会は10件でありまして、大会は6月から10月にかけて開催されており、1大会あたりの参加隻数は最大で17隻でした。

採捕された魚種はカジキ類であり、全大会を通じて3尾の採捕がありました。

開催された大会では、特に漁業者とのトラブルは発生せず、円滑に行われたと聞いております。

この委員会指示は、令和7年5月31日に有効期限を迎えます。今後も、漁業者と遊漁者とのトラブルを未然に防ぎ、海面の円滑な利用を図るため、委員会指示を継続してまいりたいと考えております。

それでは、資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。

内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和7年6月1日から令和8年5月31日まで1年間更新するものです。また、公報掲載日は5月27日を予定しております。

それでは、指示案を朗読させていただきます。

[指 示 案 朗 読]

なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

会 長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委 員（多数）	（異 議 無 し）
会 長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委 員 全 員	（挙 手 全 員）
会 長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第2号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料3ページを御覧ください。最終ページの裏面にございます。こちらが現在発動中の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示」でございます。 宝石さんごの採捕に関する指示につきましては、水産庁から宝石さんごの漁獲実態のない海区においても、一般採捕を禁止する内容の委員会指示発動を検討するようにとの技術的助言を受け、当委員会で御協議、御審議いただきましたところ、本県漁場を保全する観点からも採捕禁止の指示を発動すべきと承認をいただきましたので、平成28年6月に初めて指示を発動いたしました。 この委員会指示は令和7年5月31日に有効期限を迎えます。

	本県海域でのサンゴ漁業の実態はありませんが、本県外海は宝石さんごの推定生息域とされていますので、委員会指示を継続してまいりたいと考えております。 資料1ページを御覧ください。今回御審議いただきます指示案を示しております。 内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和7年6月1日から令和8年5月31日まで1年間更新するものです。また、公報登載日は5月27日を予定しております。 それでは、指示案を朗読させていただきます。 「指 示 案 朗 読」 なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。 以上でございます。 御審議よろしくお願いいたします。
会 長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委 員（多数）	（異 議 無 し）
会 長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委 員（多数）	（挙 手 全 員）
会 長（山下）	ありがとうございました。

水産課（長谷川）	挙手全員と認め、「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、報告事項１の「太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」、水産課から説明をお願いします。 水産課資源・栽培グループの長谷川でございます。 ３月４日に第４２回太平洋広域漁業調整委員会が開催され、本委員会から鈴木輝明委員がWEBで出席されました。なお、水産課もWEBで傍聴しておりましたので、私から結果を説明させていただきます。 それではお手持ちの資料１ページを御覧ください。 今回の委員会では３つの議題がありました。 １つ目に太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について報告させていただきます。 遊漁によるクロマグロの採捕は、令和３年度より太平洋広域漁業調整委員会指示に基づき、規制されていますが、令和７年３月末で現在の指示の有効期間が終了します。そのため、今回の委員会指示は、その後継措置として発出されるもので、指示の期間は令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間となります。 具体的な指示の内容については、３０キログラム未満の小型魚は、遊漁者による採捕が引き続き禁止されます。 ３０キログラム以上の大型魚は、遊漁者による採捕は１人１日あたり１尾までとなっていましたが、１人１月１尾までに規制強化され、採捕した場合には引き続き重量等を水産庁へ報告する必要があります。採捕してからの報告期日は、従来では３日以内だったものが、１日以内に短縮されます。 また、これまでと同様に、期間ごとで定められた数量を超える恐れがある場合には、その期間の採捕が禁止されます。 この太平洋広域漁業調整委員会指示第４９号については、出席委員全員の賛成により可決され、委員会開催同日の３月４日付けで発出
----------	---

	されております。 2ページから4ページに参考として会議資料から抜粋した委員会指示の概要と委員会指示案を添付しております。 1ページにお戻りください。 2つ目の議題の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示は、キンメダイ底刺し網の承認に関するもので、本県に關係する内容ではありませんが、参考に会議資料から抜粋したものを5ページから7ページに添付してあります。 再び1ページへお戻りください。 3つ目にTAC魚種拡大に向けた検討状況について報告がありました。 この議題の中で本県に關係する資源の状況としましては、ウルメイワシ太平洋系群は第2回ステークホルダー会合を今後開催、トラフグ伊勢・三河湾系群は第1回ステークホルダー会合を今後開催、キンメダイ太平洋系群は第1回ステークホルダー会合を今後開催するとの説明がありました。 以上で報告を終わります。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、次に、報告事項2の「漁業に関する協定について」、水産課から説明をお願いします。
水産課（村内）	報告事項2「漁業に関する協定について」を説明させていただきます。 まず始めに、(1)の第13回資源専門家委員会について、説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。 平成23年に愛知県と三重県とで締結した、漁業に関する協定第11条に基づき設置されている資源専門家委員会は、両県で交互に委員会を開催することとなっております。令和6年度につきましては

三重県が担当県で、令和6年3月に書面で開催されました。開催方法につきましては、各委員に適用海域における相互に関心のある水産資源について資料を送付し、提出された意見を集約することで情報交換をいたしました。

1の、適用海域における相互に関心がある水産資源については、クルマエビやトラフグや等の資源状況に対し、両県委員から意見が寄せられました。

(1)クルマエビについては、'昨年'に続き豊漁であったこと、昨年と同様に深い漁場で漁獲されることから資源が沖へと移動しているとの意見がございました。

(2)トラフグについては、漁獲が好調であった一方、単価は安かったこと、TAC管理の導入については関東以北への分布域の拡大など資源動態の把握が必要であるとの意見がございました。

(3)イカナゴについては、休漁が10年目となり漁業者の関心が薄れつつあること、環境DNAによる調査ではイカナゴの生存が示唆される結果が出ており、資源調査は今後も継続すべきとの意見がございました。

(4)サワラについては、近年資源が減少していること、資源管理に向けて両県の情報共有や資源保護が重要であるとの意見がございました。

(5)カタクチイワシについては、漁獲の時期に変化が見られたこと、科学的知見や自主的な資源管理の取組が、TAC配分に配慮されるよう国に働きかける必要があるとの意見がございました。

2の、次回開催については、愛知県が開催する予定となっております。開催の時期につきましては、今後両県で調整を進めてまいります。

資料2ページには意見聴取時の委員会名簿を載せてございます。

なお、書面開催の結果につきましては水産庁にも報告してまいります。

続きまして、(2)の第21回愛知県・三重県漁業者間協議について、説明させていただきます。

漁業に関する協定に基づき、漁業秩序の確立と水産資源の保存及び合理的利用ならびに両県間の友好協力関係の構築の推進を目的

議長（山下）	として、漁業者間協議を実施しております。 表紙をめくりまして、資料３ページを御覧ください。 令和６年度につきましては、令和７年３月４日に三重県津市で開催されました。 協議には関係者２２名が出席し、適用海域における両県漁業者間で情報の共有と交換が行われました。 資料４ページに出席者名簿、５ページには三重県さし網敷設位置の連絡体制、６ページには操業秩序遵守状況についての資料となっております。 令和６年度は違反もなく、円滑に意見交換が行われ、引き続き信頼友好関係を深めていくこととして円満に協議が終了しました。 続きまして、(３)の漁業に関する協定の委員について、説明させていただきます。 資料７ページを御覧ください。 漁業に関する協定第１０条に基づく紛争処理委員会の名簿を載せてございます。名簿には変更のあった箇所に下線を引いてございます。愛知県では、前回の海区漁業調整委員会で選出いただいた小林委員に引き続き就任していただいております。三重県では、漁業関係者が濱口利貴委員に、県水産行政職員が西窪大輔委員に変更するとの連絡がございました。 資料８ページを御覧ください。 漁業に関する協定第１１条に基づく資源専門家委員会の名簿を載せてございます。名簿には変更のあった箇所に下線を引いてございます。愛知県では、前回の海区漁業調整委員会で選出いただいた岩田委員に引き続き就任していただいております。三重県では、水産資源の学識者が畑直亜委員に、県水産行政職員が竹内泰介委員に、海区漁業調整委員会委員が奥村卓二委員に、漁業関係者が橋本法則委員に変更するとの連絡がございました。 以上で報告を終わらせていただきます。 ありがとうございました。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、次に、報告事項３の「愛知海区漁業
---------------	---

事務局（黒田）	調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。 報告事項3「愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程」の一部改正を行いましたので、その内容について御報告いたします。 資料1 ページを御覧ください。 1の改正の理由につきましては、2つございまして、一つは、行政文書の開示の実施につきまして、開示請求者の利便性の向上を図る観点から、開示の方法に次の2つの方法を追加するためでございます。 一つは、行政文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、「あいち電子申請・届出システム」を使用して送信する方法です。あいち電子申請・届出システムにつきましては、令和7年4月1日から新システムに更新されておりました、申請者に対して電子データを送信することが可能となっております。 もう一つは、行政文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、光ディスクに複写して交付する方法です。 改正理由の2つ目につきましては、行政ファイル管理簿の調製方法に係る規定について、フロッピーディスク等の記録媒体を指す「磁気ディスク」の文言を改める必要があるためでございます。 国においては、昨今ほとんど使用されていないフロッピーディスク等の記録媒体を指定している規制について見直しが進められており、県も国に準じて見直しを進めていることによるものです。 2の改正の内容につきましては、オンライン交付等により開示の実施ができるようにするため、開示の実施の方法に係る規定の整備、また「磁気ディスク」の文言を「電磁的記録媒体」に改めるものでございます。 3の施行期日につきましては、令和7年4月1日ではありますが、2の(2)の磁気ディスクの文言に係る改正については、公報登載日としております。 4の公報登載につきましては、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして、令和7年2月28日付け県公報に登載いたします。
---------	---

議長（山下）	した。2～4ページに県公報、5ページ以降に新旧対照表を載せております。 報告は以上でございます。 ありがとうございました。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、次に、報告事項4の「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	報告事項4「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の一部改正を行いましたので、その内容について御報告いたします。 資料1ページを御覧ください。 1の改正の理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正等に伴い、規定を整理するためでございます。 2の改正の内容につきましては、法改正に伴い引用する項番号を変更するもの、及び国の個人情報保護委員会事務局が作成する事務対応ガイドの標準様式が改正されたことに伴い、様式を改めるものでございます。 3の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。4の公報登載につきましては、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして、令和7年3月25日付け県公報に登載いたしました。2～4ページに県公報、5ページ以降に新旧対照表を載せております。 報告は以上でございます。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了

しました。

これをもちまして、第2回委員会を終了します。

委員の皆様、お疲れさまでした。

議 長

委 員

委 員

